

第七部 全 鎌田、荒木、石津
 第八部 全 東岸江、西岸江
 第九部 全 元神戶地域
 第十部 全
 第十一部 全
 第十二部 ガソリン柳筒 全
 第五條 當組ニ組頭一名及副組頭一名ヲ置ク副組頭ハ小頭中ヨリ之ヲ任命ス
 組頭ハ組全部ノ統轄ヲ爲シ副組頭ハ組頭ヲ補佐シ組頭故障アルトキハ之ヲ代理ス
 第六條 各部ニハ小頭、消防手、機關手ヲ置ク
 各部ニ幹事二名ヲ置キ消防手中ヨリ之ヲ任命ス
 各部ニ配屬スヘキ其ノ定員左ノ如シ

部名	區分	消 防 手		小 計
		消 防 手	機 關 手	
第一部		二	二	一五
第二部		二	二	一五

部名	小頭	消防手	機關手	小計
第三部	二	二	二	一五
第四部	二	一	二	一五
第五部	二	三	二	一五
第六部	二	四	二	一五
第七部	二	三	二	一五
第八部	二	三	二	一五
第九部	二	三	二	一五
第十部	二	三	二	一五
第十一部	二	三	二	一五
第十二部	二	一	二	一五
合計	二四	二八	一六	三八

第七條 消防器具ノ置場及警鐘信號ノ位置左ノ如シ

器具置場

- 第一部 松阪市大字松阪本町二一九五番地ノ一
 - 第二部 大字松阪愛宕町八六番地
 - 第三部 大字松阪新町九八五番地ノ一
 - 第四部 大字松阪中町一八七六番地
 - 第五部 大字日野町二丁目二二〇番地ノ二
 - 第六部 大字大口一三一八番地
 - 第七部 大字鎌田七番地
 - 第八部 大字東岸江二五九番地ノ一
 - 第九部 大字垣鼻六三三番地
 - 第十部 大字垣鼻一五三八番地
 - 第十一部 大字上川
 - 第十二部 大字下村三三八番地
- 警鐘信號位置
松阪市大字松阪本町二一九五番地

- 全 大字松阪愛宕町八六番地ノ二
 - 全 大字松阪新町一〇二二番地
 - 全 大字松阪日野町^{六八九番地ノ内}七〇一番地
 - 全 大字大口一三一八番地
 - 全 大字鎌田七番地
 - 全 大字松阪川井町二、六二七番地ノ一
 - 全 大字松阪新町九八七番地ノ一
 - 全 大字東岸江二五九番地ノ一
 - 全 大字垣鼻一五三八番地
 - 全 大字垣鼻七〇七番地
 - 全 大字清生六一五番地
- 第八條 消防組ニ左記ノ器具ヲ設置シ組ニ屬スルモノ、外之ヲ各部ニ配置ス

名	稱	個	數	名	稱	個	數
燻	口		五五	弓	張提燈		二五七

傳令信號器	五	バケツ	三
唧筒	一二	木挺	一
梯子	九	刺又	九
水溜桶	四二	斧	一八
スコップ	一九	高張	一二
吸水器	一三六	警鐘	一二
器具運搬車	七	手旗	八
手鳶	二四	帽子	三三〇
法被	三三〇	小丸提燈	三一
頭巾	一九〇	旗	一二
地下足袋	三三〇	火ノ見梯子	八

股引	三三〇	三方コック	一
帶	三三〇	警鈴	一
器具置場	一一二	自動車 ガソリン 腕用	七三二
救護用カバン	二	唧筒	七

第九條 本組員ノ被服ハ甲號乙號ノ二種ニ分テ總テ本人ニ貸與ス

第二章 給與

第十條 本組員ニハ左ノ手當ヲ給ス

手當ヲ分テテ年手當及出場手當トス

手當ハ演習及試運転ニ應召ノ爲給與スルモノトス

第六部ニ限リ年手當ハ部ニ對シ交付シ其ノ年額ヲ金貳百貳拾貳圓トス

年手當

一、組頭 金參拾圓

二、副組頭 金貳拾五圓

三、小頭 金拾八圓

(第六部所屬ノ者ヲ除ク)

金五拾圓以上

一、死亡葬送料

金拾圓以上

附 則

本規程ハ昭和八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

松阪市消防組規程ニ依ル旅費ノ減額ニ 關スル規程

昭和八年二月一日告示第六號

松阪市消防組規程ニ依リ旅行ヲ爲ストキ市費ヨリ支出スヘキ旅費（實費ニ依ルモノヲ除ク）ニ對シテハ當分ノ内其ノ支給額ノ一割ヲ減ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二類

土

木

堤塘道路井溝占用料金徴收規程

昭和八年二月一告示第六號

第一條 本市所有若ハ管理ニ屬スル堤塘道路井溝ノ占用ヲ許可シタルトキハ本規程ニ依リ占用料金ヲ徴收ス

第二條 占用料金ハ占用ノ目的其ノ他土地ノ狀況ニ依リ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

- 一、堤塘、道路、井溝各一坪ニ付年額金貳拾四錢以上五圓以内トシ占用面積一坪ニ滿タサルモノハ一坪ニ繰上ケ計算ス
- 二、占用期間一ケ年未滿八月割ヲ以テ計算ス
- 一ケ月未滿ノ端數ヲ生シタル場合ハ一ケ月分ヲ徴收ス

第三條 左記場合ニ於テハ占用料金ヲ減免ス

- 一、單ニ通路ノ用ニ供シ又ハ用惡水路ヲ設クル爲占用スルモノ
- 二、公共ノ用ニ供スル目的ヲ以テ占用スル場合
- 三、一ケ月未滿臨時ニ占用スル場合

四、別ニ報價契約ノ締結アルモノ
五、其ノ他市長ニ於テ特別ノ事由アリト認めザルモノ

第四條 占用料金ノ徵收期限左ノ如シ

- 一、毎年三月九月ノ二期ニ分テ爾後六ヶ月分ヲ徵收ス
- 二、前項徵收期限ニ該當セサルモノハ許可ノ都度次期徵收期限迄ノ料金ヲ徵收ス

附 則

本規程ハ昭和八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

松阪市工事執行規程

(昭和八年二月一日告示第六號
同 九年二月二十八日改正決議
同 三月一日規程第三號)

第一條 道路工事以外ノ本市費支辨ニ屬スル工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲クル場合ニ於テハ市長ノ認定ニ依リ直營ト爲スモノトス

- 一、請負ニ付スルヲ不適當トスルトキ
- 二、急施ヲ要シ請負ニ付スル暇ナキトキ
- 三、請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ
- 四、特ニ直營ト爲スノ必要アルトキ

第三條 請負ニ付セムトスルトキハ一般競争入札ニ付スヘシ

第四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ市長ノ認定ニ依リ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得

- 一、一般競争入札ニ付スルヲ不適當トスルトキ
- 二、急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
- 三、一般競争入札ニ付スルモ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ

四、特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アルトキ

第五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ市長ノ認定ニ依リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、競争入札ニ付スルヲ不適當トスルトキ

二、急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ

三、競争入札ニ付スルモ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ

四、豫定價格五百圓未満ナルトキ

五、競争入札ニ付スルコト能ハサルトキ

六、着手中ノ工事ニ關聯シ入札ニ付スルヲ不利ト認ムルトキ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナスコトヲ得ス

一、無能力者

二、破産ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者

三、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四、六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五、責付又ハ保釋中ノ者

六、入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者

七、諸税滯納中ノ者

第七條 一般競争入札ハ入札期日ヨリ五日前入札ニ必要ナル事項ヲ公告スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八條 入札人ハ左ニ掲クル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ市長ニ於テ相當ト認ムル學術經驗ヲ有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一、現ニ引續キ二年以上諸工事請負業ニ従事スルコト

二、現ニ引續キ二年以上市長ニ於テ必要ト認ムル納税ヲナス者

三、其ノ他市長ノ定ムル要件

第九條 入札ヲ爲サムトスル者ハ入札金額ノ百分ノ三以上ノ入札保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ豫定價格百圓未満ノ工事ニ付テハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

一、本規程又ハ本規程ニ基キ市長ノ定ムル入札條件ニ違反シタルトキ

二、入札人又ハ其ノ代理人二以上ノ入札ヲ爲シタルトキ

三、入札人協定シテ入札ヲ爲シタルトキ

四、入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキ

第十一條 入札人中豫定價格以内ニシテ豫定價格三分ノ二ヲ下ラサル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以テ落札人トス但シ設計附入札ニ在リテハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム、同一ノ入札アリタルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム落札人ナキトキハ直ニ再入札ニ付スルコトヲ得

第十二條 落札人ハ落札ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ市長ト請負契約ヲ締結シ契約書ヲ作製スヘシ

落札人前項ノ期間内ニ請負契約ヲ締結セサルトキハ落札ハ效力ヲ失フ

第十三條 請負人ハ請負金額ノ百分ノ十以上ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但シ隨意契約ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十四條 入札保證金及契約保證金ハ國債證券、地方債證券、勸業債券、復興債券、農工債券、拓殖債券、興業債券ヲ以テ代用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ國債證券ハ其ノ額面金額ニ依リ其ノ他ハ附近地方ニ於ケル前月市場價格ノ十分ノ八ヲ以テ之ヲ換算ス

第十五條 入札保證金ハ入札終了後之ヲ還付ス但シ落札人ニ對シテハ契約保證金納付ノ際之ヲ還付ス

契約保證金ハ工事完成後之ヲ還付ス但シ契約ニ依リ擔保義務終了迄其ノ全部又ハ一部ヲ留保スルコトヲ得

第十六條 請負人ハ市長ノ承諾ヲ得スシテ工事ノ執行ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ス

第十七條 請負人ハ工事ノ執行ニ付市長又ハ市長ノ命ヲ受クル者ノ指揮監督ニ從フヘシ

第十八條 請負人ハ工事竣功シタルトキハ市長ノ検査ヲ受クヘシ

第十九條 請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間ニ工事ヲ竣工スルコト能ハサルトキハ市長ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 契約期間内ニ工事ヲ竣功セサルトキハ遅延日數一日ニ付請負金額千分ノ一ノ違約金ヲ徴收ス

前項ノ違約金ハ請負金額中ヨリ之ヲ控除ス

第二十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ市長ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

一、契約期間内ニ工事竣功ノ見込ナキトキ

二、工事ノ執行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ

三、正當ノ理由ナクシテ市長又ハ市長ノ命ヲ受クル者ノ指揮監督ニ從ハサルトキ

四、本規定又ハ本規定ニ基キテナス契約ニ違反シタルトキ

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ工事ノ既成部分ニ對シ市長ニ於テ相當ト認ムル金額ヲ交付ス契約無効ノ場合亦同シ

第二十三條 入札ニ付不正ノ行爲有リタルトキ又ハ第十二條第二項ノ規定ニ依リ落札其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ入札保證金ヲ沒收ス

第二十二條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ヲ沒收ス請負人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ契約無効トナリタル場合亦同シ

前各項ノ規定ニ依リ沒收シタル保證金ハ市ノ收入トス

第二十四條 市長ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ拾分ノ八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本規程ハ工事ニ要スル物件ノ購入借入又ハ勞力供給ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本規程ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

本規程施行ノ際現ニ施行中ノモノハ仍從前ノ規定ニ依ル

松阪市工事執行細則

(昭和九年三月一日規程第四號)

第一條 道路工事以外ノ本市ノ執行スル工事ニ關シテハ工事執行規程ニ定メアルモノノ外本細則ニ定ムル所ニ據ル

第二條 入札保證金請負保證金ハ納付ノ証トシテ市金庫ノ保管證書ヲ以テ提出スヘシ

第三條 保證金ニ代用スヘキ有價證券ハ無記名ニ限ルモノトス

第四條 一般競争入札ニ必要ナル事項ハ之ヲ公告ス

第五條 一般競争入札ニ加ハラムトスル者ハ豫メ設計仕様書圖面竝ニ實地ヲ熟覽シタル上入札書ニ本市工事執行規程第八條ノ資格證明書及入札保證金ニ對スル保管證書ヲ添付シ且封皮ニ「何々工事(又ハ何々)請負入札書在中」ノ旨ヲ表記シ書留郵便ヲ以テ差出スヘシ但シ時宜ニ依リ直接之ヲ入札ニ差出サシムルコトアルヘシ

第六條 代理人ヲシテ入札ニ關スル行爲ヲ爲サシメントスルトキハ委任狀ヲ差出ス

第七條 入札書ハ訂正又ハ引換ヲ求ムルコトヲ得ス

第八條 開札ハ市長ノ指定シタル入札ニ關係ナキ吏員立會ノ上執行スルモノトス
入札ハ開札ノ際參觀ヲ求ムルコトヲ得

第九條 落札人ハ落札ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ請負契約書ニ工事設計内
詳書仕様書圖面並請負保證金ニ對スル保管證書ヲ添ヘ市長ニ差出スヘシ

落札人ノ入札保證金ハ本人ノ都合ニ依リ請負保證金ノ一部ニ充當スルコトヲ得

第十條 請負人ハ前條ノ手續ヲ經ルト同時ニ工事執行區域又ハ場所等ノ引渡ヲ受ク
工事ニ着手スヘシ

第十一條 請負期間ハ契約書提出ノ日ヨリ起算ス
天災事變其ノ他不可抗力ニ依リ工事ノ着手ヲ延期シ又ハ工事ヲ休止セム
トスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條 請負人ハ常ニ工場ニ詰切リ工事一切ノ事ヲ擔當スヘシ若シ事故アルトキ
ハ係員ノ承諾ヲ受ケ適當ノ代人ヲ差出スヘシ但シ其ノ代人ヲ不適當ト認ムルトキ
ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 工事ニ使用スヘキ材料ハ豫メ係員ノ検査ヲ受クヘシ

第十四條 設計書中實地ニ現存ノ材料ヲ使用セシムルモノアルトキハ契約締結ト同
時ニ受授ヲ了シタルモノト看做シ不足又ハ損失アルトキハ請負人ノ負擔トス現在
ノ工作物ヲ充當スル場合亦同シ

第十五條 請負工事ノ爲使役スル職工人夫等ノ行爲ニ就テハ請負人ニ於テ一切ノ責
ニ任スヘシ職工人夫等ニシテ技能拙劣又ハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ其ノ
使役ヲ禁スルコトアルヘシ

第十六條 市長ハ都合ニ依リ工事ヲ増減變更シ又ハ着手竣功期日ヲ變更スルコトアル
ルヘシ

工事ヲ増減變更シタル場合ニ於ケル請負金額ノ査定ハ其ノ請負金額ト市長ノ設計
内詳書トニ基キ算出ス若シ之ニ準據シ難キトキハ市長ノ査定スル所ニ依ル
前項ノ場合ニ於テ材料中不用ニ屬スルモノアルトキハ検査済ノ分ニ限り前項ノ規
定ニ依リ計算シタル代價ニ依リ買上クルコトアルヘシ工事ノ増減變更ヲ命シタル

爲請負金額ニ増減ヲ生スルコトアルモ請負保證金ハ之ヲ追徴又ハ返付セサルコトアルヘシ

第十七條 市長ハ都合ニ依リ又ハ請負人死亡シ繼承者ナキ場合ハ工事ノ全部又ハ一部ヲ中止セシメ若ハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

契約解除ノ場合ニ於テハ請負保證金ヲ還付シ尙工事設計内譯書仕様書圖面ニ適合シ又ハ市長ニ於テ有効ト認メタルモノニ限り左ノ區分ニ依リ代價ヲ支拂フモノトス

一、工事出来形ニ對シテハ請負金額ト市長ノ設計内譯書トニ基キ算出シタル工費若シ之ニ準據シ難キトキハ市長ニ於テ定ムル金額

二、検査済材料ニ對シテハ請負金額ト市長ノ設計内譯書トニ基キ算出シタル價格

第十八條 請負人ハ工事ノ全部ヲ終了シタルトキハ係員ヲ經由シ竣工届書ヲ差出し検査ヲ受クヘシ

第十九條 市長ニ於テ竣工検査ヲ行フトキハ豫メ其ノ日時ヲ請負人ニ通知ス竣工検査ヲ爲シ適當ト認メタルトキハ竣工證明書ヲ交付ス

第二十條 工事施行中仕様書圖面又ハ工事設計内譯書ニ適應セサル箇所アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ改築改造又ハ修補ヲ命スヘシ

竣工検査ニ際シ不適應ノ箇所ヲ發見シタルトキハ期限ヲ定メ改築改造又ハ修補ヲ命スヘシ若シ其ノ期限内ニ竣工セザルトキハ工事執行規程第二十條ノ例ニ依ル

第二十一條 請負金ハ工事竣工證明書交付ノ後下渡スモノトス但シ工事出来形及検査済材料ノ認定調査ニ基キ其ノ價格ノ十分ノ八以内ヲ左ノ制限ニ依リ假拂ヲ爲スコトアルヘシ

請負金額壹百圓未満 一回

請負金額五百圓未満 二回

請負金額千圓未満 三回

請負金額貳千圓未満 四回

請負金額五千圓未満 五回

請負金額壹萬圓未満 六回

請負金額壹萬圓以上ハ五千圓ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ

工事出来形ニ對スル價格ハ市長ノ認定スル所ニ依ル

第二十二條 工事竣工證明書交付前ニ生シタル損害ハ總テ請負人ノ負擔トス但シ天災事變其ノ他不可抗力ニ因リ請負金半額以上ノ損失アリト認ムルトキハ市長ハ其ノ二分ノ一以内ヲ補助スルコトアルヘシ

第十七條第一項ノ工事中止中天災事變其ノ他不可抗力ノ爲工事ニ損害ヲ生シタリト認ムルトキハ其ノ損害額ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトアルヘシ市長ヨリ交付シタル工事材料ニシテ天災事變其ノ他不可抗力ニ依リ亡失シタルトキハ特ニ再交付スルコトアルヘシ

第二十三條 請負契約解除ノ場合ニ於テ工事出來形並検査済材料ニシテ工事設計内譯書仕様書及圖面ニ適合シタルモノニ對シテハ第十七條ニ依リ計算シタル價格ノ十分ノ八以内ヲ交付ス

前項ノ規定ハ請負契約後請負ヲ辭シタルニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ準用ス但シ請負保證金ハ之ヲ沒收ス

第二十四條 工事執行規程及本細則ニ依ル市長ノ認定處分又ハ命令ニ對シテハ入札人若ハ請負人ニ於テ異議ノ申立ヲ爲シ又ハ損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十五條 請負人ニ於テ履行スヘキ義務ヲ履行セサルトキハ市長ニ於テ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ之ニ要シタル費用ハ請負人ノ負擔トス

第二十六條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ本細則ニ定ムルモノノ外特ニ條件ヲ付スルコトアルヘシ

第二十七條 入札書及請負契約書ハ第一號及第二號書式ニ準スヘシ
附 則
本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

入 札 書

一、何々新築 (改築、修繕又ハ何々) 工事 (又ハ何々)
此請負金 何 程

右金額ヲ以テ請負仕度貴市工事執行規程並工事執行細則ヲ遵守シ入札仕候也

年 月 日

住 所

入札人 氏

生 年 月 日 名 印

松阪市長殿

備考

- 一、工事ノ場所ノ表示ヲ要スルトキハ工事名ニ之ヲ冠スルモノトス
- 二、入札書ハ一廉毎ニ調製シ金額ノ數字ハ一、二、三、十、廿、卅ノ字ヲ用ユヘカラス又改竄塗抹ノ所ニハ必ス押印スヘシ

第二號様式

請負契約書

一、何々新築 (改築、修繕又ハ何々) 工事 (又ハ何々)

此請負金 何程

請負保證金 何程

右工事(何々供給)請負仕候ニ付テハ貴市工事執行規程並工事執行細則(及別記
 特定條件)ヲ遵守シ日數何日即チ來ル何年 月 日ヲ期シ別冊工事設計内譯書仕
 様書及圖面ノ通無相違竣工(納付)可致候萬一違背候節ハ御規程(及特定條件)
 ニ依リ御處分相成毫モ異議無之候依テ本書提出候也

年 月 日

住所

請負人 氏

名 印

松阪市長殿

備考

- 一、入札書式備考ニハ本書式ニモ之ヲ適用ス
- 二、特定條件アルモノハ其ノ條件ヲ記シ添付スルコトヲ要ス

第十三類

公

園

公園使用料條例

昭和八年四月二十八日決議
同 四月二十八日條例第六號
同 九年二月二十八日改正
同 三月十日條例第二號

第一條 本市ハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル所ニ依リ公園使用者ヨリ使用料ヲ徵收ス但シ公益ト認ムヘキ事業ノ爲使用スル者ニハ市長ニ於テ之ヲ徵收セサルコトアルヘシ

土地 (藤ノ棚方面ニ於ケル柱立ヲ爲ス設備ノモノハ使用セシメズ)

一、一ケ年以上ノモノハ年額一坪ニ付金壹圓貳拾錢

二、一ケ年未満ノモノハ日額一坪ニ付金五錢一坪未満ノモノハ一坪トシ計算ス又

柱立設備ヲ爲スモノニアリテハ日額一坪ニ付金參拾錢トス但シ時宜ニ依リ公入札ヲ以テ決定スルコトアルヘシ

建物

舊公會堂建物ハ年額金參百圓

第二條 使用料年額ノモドハ總テ月ヲ以テ計算シ會計年度ニ依リ一年度分ヲ二期ニ

分テ其ノ第一期分ヲ四月中ニ第二期分ヲ十月中ニ徴收ス但シ五月以後新ニ使用ヲ許可シタルモノハ初ノ一期分ニ限り許可ノ日ヨリ十日以内ニ徴收ス使用料日額ノモノハ許可ノ日ニ全額ヲ徴收ス

第三條 使用期間中ト雖モ前以テ通告シ使用料ヲ増減スルコトアルヘシ

第四條 使用期間中返還ヲ許可シ又ハ公園管理規則第九條ニ依リ使用ノ許可ヲ取消シタル場合ハ之ヲ原狀ニ復シタル旨届出タルトキヨリ年額ニ對シテハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ日額ニ對シテハ其ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ既納ノ使用料ヲ還附ス

第五條 公園管理規則第十條ニ依リ使用ノ許可ヲ取消シタルトキハ既納ノ使用料ヲ還附セス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

公園管理規則

公園管理規則

昭和八年二月一日告示第六號

第一條 本則ニ於テ公園ト稱スルハ本市管理ニ屬スル公園ヲ謂フ

第二條 公園ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁止ス

一、魚、鳥ヲ殺傷捕獲スルコト

二、焚火又ハ危險ノ虞アルコト

三、行商又ハ押賣ヲ爲スコト

四、樹木及花卉ヲ採折スルコト

五、其ノ他風致ヲ害シ若クハ風儀ヲ紊スコト

第三條 特ニ公園地又ハ公園建物ヲ使用セントスルモノハ使用ノ目的期間、位置、坪數ヲ記載シタル願書ニ附近圖面ヲ添へ出願許可ヲ受クヘシ
使用ノ目的ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四條 使用期間ハ十ク年以内トス

第五條 使用地盤ニ工事ヲ施サムトスル者又ハ使用地ニ物件ヲ建造セムトスルモノ

若ハ建物ノ改造修繕ヲ爲サムトスルモノハ其設計書仕様書ニ圖面ヲ添ヘ出願許可ヲ受クヘシ

使用者前項ノ工事ヲ完成シタルトキハ直ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第六條 使用者ノ物件ニシテ公園ノ風致ヲ損スルモノト認ムルトキハ其ノ物件ノ改良又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 使用地及建物ハ許可ヲ受クタル者ノ外使用スルコトヲ得ス但使用者ニ於テ使用地ノ物件ヲ他人ニ貸與セムトスルトキハ使用者借受人連署ノ上出願許可ヲ受クヘシ

第八條 使用者ハ常ニ使用地及建物保護ノ責ニ任シ且ツ其ノ附近ノ清潔ヲ保持スヘシ若シ之ヲ損傷シタルトキハ市長ノ評定ニヨリ其ノ損害ヲ賠償セシム

使用者ハ使用地内在來ノ樹木ヲ保護スルハ勿論許可ヲ得スシテ伐採又ハ移植ヲ爲スヘカラス

第九條 使用期間中ト雖モ本市ノ都合ニ依リ其ノ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 左記各號ノ一ニ該ル時ハ使用ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一、本則ニ違背シ又ハ規定ニ依ル指命ニ應セザルトキ

二、使用許可後三十日以内ニ使用ノ準備ニ着手セザルトキ

三、許可ヲ得スシテ使用ノ目的ヲ變更シタルトキ

四、使用地内物件ノ所有權ヲ喪失シタルトキ

五、使用料ヲ期間内ニ納付セザルトキ

第十一條 前二條ニ依リ使用ノ許可ヲ取消サレタル者又ハ期間終了若ハ使用者ノ都合ニ依リ返還ノ許可ヲ受ケタルモノハ其ノ期日マデニ之ヲ原狀ニ復シ直ニ検査ヲ受クヘシ若シ之ヲ怠ルトキハ市長ニ於テ施行シ其ノ費用ヲ辨償セシム

第十二條 本則ニ依リ使用者ニ命シタル事項ニ對シ市長ハ總テ損害ノ責ニ任セス但シ第九條ノ場合ニ限り市長ノ認定ニ依リ補償ヲ爲スコトアルヘシ

附 則

本則ハ昭和八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

一九二一年一月一日

第一條 本報之宗旨在報導事實
第二條 本報之編輯須公正無私
第三條 本報之發行須週到無缺
第四條 本報之廣告須明瞭無誤
第五條 本報之印刷須精美無瑕
第六條 本報之紙張須潔白無損
第七條 本報之字體須端正無斜
第八條 本報之標題須簡潔無繁
第九條 本報之內容須豐富無缺
第十條 本報之版面須整齊無亂
第十一條 本報之印刷須迅速無遲
第十二條 本報之紙張須耐用無損
第十三條 本報之字體須清晰無誤
第十四條 本報之標題須醒目無淡
第十五條 本報之內容須翔實無虛
第十六條 本報之版面須美觀無俗
第十七條 本報之印刷須精細無粗
第十八條 本報之紙張須厚薄無差
第十九條 本報之字體須大小無異
第二十條 本報之標題須切實無浮
第二十一條 本報之內容須生動無死
第二十二條 本報之版面須大方無小
第二十三條 本報之印刷須準確無差
第二十四條 本報之紙張須柔軟無硬
第二十五條 本報之字體須勻稱無歪
第二十六條 本報之標題須簡明無繁
第二十七條 本報之內容須詳盡無略
第二十八條 本報之版面須清爽無雜
第二十九條 本報之印刷須堅固無脆
第三十條 本報之紙張須耐折無裂
第三十一條 本報之字體須易認無混
第三十二條 本報之標題須直白無曲
第三十三條 本報之內容須客觀無偏
第三十四條 本報之版面須寬敞無窄
第三十五條 本報之印刷須無漏無缺
第三十六條 本報之紙張須無污無損
第三十七條 本報之字體須無誤無差
第三十八條 本報之標題須無歧無誤
第三十九條 本報之內容須無虛無假
第四十條 本報之版面須無亂無雜

第十四類 港

松阪港上屋使用料條例

(昭和八年四月二十日決議
昭和八年四月二十八日條例第七號)

第一條 本市ハ市制第百十三條ニ依リ松阪港市營上屋ヲ使用セムトスル者ニ對シ使用料ヲ徵收ス

第二條 上屋ハ一ヶ月以上繼續使用スルコトヲ得ス但シ倉庫業者又ハ運送業者ニ其ノ一部若ハ全部ヲ専用使用セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 使用料ハ左記區分ニ依リ納付スヘシ

- | | | |
|---------------------|--------------|------|
| 一、一ヶ年以上ニ亘ル全部専用使用 | 一ヶ年 | 金五百圓 |
| 二、一ヶ月以上一ヶ年未滿ノ一部専用使用 | 一坪ニ付 一ヶ月 | 金參拾錢 |
| 三、其ノ他ノ使用 | 十日以内 一坪ニ付一日 | 金貳錢 |
| | 二十日以内 一坪ニ付一日 | 金四錢 |
| | 一ヶ月未滿 一坪ニ付一日 | 金五錢 |

前項第一號ノ期間ハ十二ヶ月ヲ以テ一年ト看做シ月ヲ以テ計算ス第二號ノ期間ハ三十日ヲ以テ一月ト看做シ第三號ノ一日未滿ノ端數ハ一日トシ第二號及第三號ノ

適合一坪未満ノ端數ハ之ヲ一坪ト看做シ計算ス

第四條 上屋ノ使用ハ使用前市長ノ許可ヲ受ケ直ニ使用料ヲ納付シタル後ニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

使用許可期間中使用者ノ都合ニ依リ賤價貨物ノ全部又ハ一部ヲ搬出又ハ取消ヲ請求スルコトアルモ既納使用料ハ之ヲ減額若ハ還付セス

第五條 公益上又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ市長ニ於テ特ニ必用アリト認ムルトキハ無料ヲ以テ使用セシムルコトヲ得

前項ニ依ル許可ノ場合ニ於テ既ニ有料許可ヲ爲セルモノアルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ使用ヲ中止セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ市ハ一切補償ノ責ニ任セス但シ既納ノ使用料ハ第三條ニ依ル徵收區分ニ基キ算定シ使用セシノサル期間ニ相當スル殘額ハ之ヲ使用者ニ還付ス

第六條 上屋藏置ノ貨物ニ對シ市ハ如何ナル事由ニ依ル場合ト雖何等ノ名義ヲ以テスルモ一切負担ノ責ニ任セサルモノトス

第七條 使用期間滿了後正當ノ理由ナクシテ貨物ノ搬出ヲ爲ササルトキハ市ニ於テ相當處分シ其ノ費用ヲ負担セシムルコトアルヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以下ノ過料ニ處シ仍使用料ヲ追徵ス

一、許可ヲ受ケス又ハ使用料ヲ納付セスシテ貨物ヲ藏置シタルモノ

一、貨物ノ種類數量使用坪數又ハ使用期間ヲ偽リタルモノ

第九條 本條例ノ施行ニ關スル細則ハ別ニ市長ニ於テ之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

松阪港市營上屋使用料條例施行細則

昭和八年二月一日告示第六號

第一條 松阪港市營上屋使用ニ關スル手續ハ本細則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 上屋ヲ使用セムトスル者ハ別紙第一號様式ノ願書ヲ市長ニ提出スヘシ

左記ニ記載スル貨物ハ上屋ニ收容スルコトヲ得ス

一、劇藥毒藥又ハ爆發シ易キモノ

二、上屋又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキ虞アルモノ

三、高サ九尺ヲ超ユルモノ

四、其ノ他市長ニ於テ收容スヘカラスト認ムルモノ

第三條 上屋使用ノ許可ヲ受ケタルトキハ直ニ使用料ヲ前納シタル後使用ヲ開始ス

ヘシ但シ條例第五條ニ定ムル無料使用ノモノニアリテハ許可ヲ受ケタルトキヨリ

其ノ使用ヲ開始スルヲ妨ケス

第四條 搬入貨物ニ對シテハ其ノ搬入月日上屋使使許可期間使用坪數及使用人ノ氏

名ヲ記載シタル標札ヲ其ノ使用區域内觀易キ適當ノ位置ニ樹立スヘシ

第五條 上屋ニ收貯スヘキ貨物ノ搬入搬出ハ日出ヨリ日没迄トス但シ市長ニ於テ事情止ムヲ得サルモノアリト認ムルトキハ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

第六條 市ニ於テ必要アルトキハ其ノ使用場所ノ變更使用坪數ハ減少又ハ條例第五條ニ依ル使用ノ停止ヲ命シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 貨物ヲ搬出セントスルトキハ別紙第二號様式ノ届書ヲ市長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ一月以上専用使用ノモノニ在リテハ當月分ヲ毎翌月三日迄ニ搬入搬出現在藏置ノ貨物ヲ種類數量等ニ区分シ市長ニ報告書ヲ提出スヘシ

第八條 使用許可ヲ受ケタル者及搬入出關係者ハ上屋及其ノ附近ニ於テ喫煙其ノ他火氣一切ヲ取扱フヘカラス

第九條 上屋使用人ハ其ノ許可期間中貨物ノ數量等ニ關シ其ノ管理ニ就キ適當ナル監視人ヲ設クヘシ又之ヲ設ケタルトキハ直ニ其ノ住所氏名年齢ヲ記載シタル届書ヲ市長ニ提出スヘシ

第十條 上屋使用人ニ於テ上屋又ハ附屬物件ヲ毀損若ハ汚損シタルトキハ使用人ヲシテ修繕又ハ新調セシムルコトアルヘシ

前項ノ修繕又ハ新調ヲ命セラレタルモノ之カ履行ヲ爲サス若ハ履行スルモ不完全

ナリト認メタルトキハ市ハ他人ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ負担セシムルコトアルヘシ

附 則

本細則ハ昭和八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

市營上屋使用願書

一、上屋使用坪數

一、同 期 間

一、同 搬入貨物種類及數量

一、同 使用料金

市營上屋前記ノ通り使用致度此段願出候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

市長宛

第二號様式

貨物搬出届

- 一、搬出貨物種類
 - 一、同 數量
 - 一、使用許可月日
 - 一、搬出後ニ於ケル殘置貨物種類
 - 一、同 數量
- 前記ノ通り及届出候也

年 月 日

住所

上屋使用人

氏

名

印

市長宛

松阪港務所及埋立地管理事務所規程

昭和八年二月一日廳達第一號

- 第一條 松阪港ノ利用開發並上屋及市有埋立地ノ管理經營ニ屬スル一切ノ事項ヲ處理スル爲松阪港務所及埋立地管理事務所（以下單ニ事務所ト稱ス）ヲ設ク
- 第二條 事務所ハ當分ノ内松阪市有埋立地内ニ之ヲ置ク
- 第三條 事務所ニハ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長 一名
 - 事務員 二名
- 第四條 所長ハ市長ノ指揮ニ依リ事務ヲ處理シ事務員以下本所ニ所屬シタル者ヲ指揮監督ス
- 第五條 事務員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ニ從フ
- 第六條 事務所ニ於テ取扱フヘキ事務ノ概目左ノ如シ
 - 松阪港ノ利用及設備ニ關スル調査事項
 - 松阪港竿燈及夜間導標ノ管理ニ關スル事項

松阪港ノ出入船舶ニ關スル事項

松阪港ニ於ケル風速風向調査

松阪港ト關係各港トノ比較調査

松阪港ト後方地帶物資運輸連絡ニ關スル調査

松阪港附屬縣有埋立地ノ利用ニ關スル事項

松阪港上屋ノ使用並ニ管理ニ關スル事項

其ノ他松阪港ニ關スル一切ノ調査事項

松阪市有埋立地域ニ屬スル堤塘、道路、溝渠、溝畔

潮遊、開門ノ維持管理市有埋立地田畑等ノ利用開發及之ニ關スル調査

其ノ他埋立ニ關スル一切ノ事項

第七條 事務所ニ宛テ到達シタル文書ハ之ヲ收發簿ニ登載シ市長ニ差出スヘシ

第八條 事務所ニ於テ發行スル文書ハ總テ市長ノ決裁ヲ經タルモノニ限ル

第九條 事務所ニ於テ取扱フヘキ一切ノ文書及帳簿ノ處理登載ニ關シテハ其ノ日附

ヲ明ニスヘシ

第十條 事務所ニハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

一、日誌

一、出勤簿

一、文書收發簿

一、工事材料受拂簿

一、土地及建物臺帳

一、備品臺帳

一、上屋使用許可臺帳

一、消耗品受拂簿

一、郵便切手受拂簿

一、物品、購入、雇入、修理決裁簿

一、松阪港及上屋ニ關スル調査臺帳

一、其ノ他必要ナル帳簿

第十一條 松阪港及埋立地域ニ火災及風水害アリタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ市長ニ報告スヘシ

第十二條 事務員及本所ニ屬スル者ニシテ遲參、早退缺勤セントスルトキハ事前ニ届出スヘシ

第十三條 事務所ノ休祭日及出勤時間ハ一般官廳ノ例ニ依ル但シ事務ノ都合若ハ非

常出務ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 事務所ニハ事務員ノ内一名ヲシテ當直セシム

第十五條 本規程ニ定ムル以外ノ事務其ノ他取扱方ニ關シテハ總テ市長ノ指揮スル處ニ依ルヘシ

附 則

本規程ハ昭和八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年二月十五日印刷
昭和十年二月二十五日發行

松 阪 市 役 所

印刷者 三重縣松阪市大字松阪本町二、三三〇番地ノ二 松 島 辰 五 郎

印刷所 三重縣松阪市大字松阪本町二、三三〇番地ノ二 松 島 活 版 所
電話 五六二番



